

議員提出第 11 号議案

全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

提出者

須 山 隆
岸 道 三
高 橋 雅 彦

久 城 恵 治
大 国 陽 介
池 田 一

野 津 直 嗣
嘉 本 祐 一
大 屋 俊 弘

(別紙)

全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

出生数の減少が加速し、少子化が深刻となる中、国は児童手当の拡充や幼児教育・保育の無償化など子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる施策の充実を図っている。しかしながら、子どもの医療費助成に関しては、国による一律の制度は設けられておらず、全ての都道府県と市区町村が独自に実施しているところである。

子育ての大きな不安の一つに子育てにかかる経済的負担の問題があるが、子どもの医療費助成制度は当該負担の軽減に資するとともに、各家庭が経済状況に影響されず医療機関への受診機会を確保できることから、子どもたちの疾病等の早期発見・早期治療につながり、健全な育成にも大きく寄与している。

しかしながら、現行の子どもの医療費助成は、地方自治体が独自に実施している制度であることから、対象年齢要件のほか、所得制限や一部負担金の有無など自治体の財政状況等に応じて助成内容に大きな格差が生じているところである。もとより、子どもたちの生活と健康は等しく守られるべきである。

国においては、昨年4月に子ども政策の司令塔としてこども家庭庁が発足したところであるが、我が国の喫緊の課題である人口減少、少子化に歯止めをかけるためには、公的医療保険制度を補完する子ども医療費助成制度をはじめとする子育て支援に対して、国としてより一層優先的に取り組むべきである。

よって、国におかれては、真に医療を必要とする子どもたちに等しく適切な医療が提供されるよう、国の責務として、全国一律の子ども医療費助成制度を早期に創設するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

内閣府特命担当大臣(少子化対策)